

6 文化財を総合的に保存活用するための補助事業

- *「足利市歴史文化基本構想」で定めた内容等に基づき、下記の条件に該当する支援事業を整理。
- ・「支援対象となる活動」が、調査研究、施設整備、公開活用等に係るソフト事業等であるもの（土地、施設等の買取を主とする事業は除く）
 - ・「支援対象者」が、地方公共団体、市民団体等であるもの

(1) 国(文化庁、国土交通省)による支援事業

事業名	支援対象となる活動	支援対象者	支援金額
文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業(次年度以降予定) 〔文化庁〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の伝統芸能等を伝承するための取組み ○ 地域の伝統芸能等の公開や普及を目的とした取組み ○ 地域の美術館・博物館への支援 ○ 重要文化財(建造物)等の公開活用の支援 ○ 史跡等の復元・公開活用 	(未決定)	(未決定)
重要文化財等(美術工芸品・民俗文化財)保存活用整備事業費国庫補助 〔文化庁〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐火構造である保存施設又は保存活用施設の設置工事 ○ 上記施設に伴う展示設備、解説用設備の設置工事等 ○ 上記施設に伴う温湿度調整設備工事、用壁、排水施設工事等 	○ 美術工芸品・民俗文化財の所有者、又は管理者	補助対象経費の1/2以内
登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助 〔文化庁〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理 ○ 登録有形文化財建造物の修理工事又はこれに伴う建物附属設備の設置改修工事に係る設計監理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者 ○ 登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人 	補助対象経費の1/2以内
史料調査費国庫補助 〔文化庁〕	○ 史料の所在確認及び保存状況の調査	○ 地方公共団体	補助対象経費の1/2以内
史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助 〔文化庁〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡等保存整備(復旧、環境整備、保存施設の設置工事、防災施設の設置、災害復旧等) ○ 登録記念物保存整備(設計監理、保存施設の設置工事等) ○ 歴史の道保存整備(復旧、環境整備、保存施設の設置等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者 ○ 史跡等・登録記念物の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人 等 	補助対象経費の1/2以内
天然記念物再生事業費国庫補助 〔文化庁〕	○ 生息・生育環境の復元、増殖等による回復を図り、天然記念物の保護及び再生に万全を期するために行う事業(増殖施設・保護収容施設の整備、生息・生育環境の維持・復元のための事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 天然記念物の所有者 ○ 地方公共団体 	補助対象経費の1/2以内
埋蔵文化財保存活用整備事業費国庫補助 〔文化庁〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体験学習等開催 ○ 埋蔵文化財広報資料作成等 ○ 埋蔵文化財の保存活用のための整理 ○ 埋蔵文化財センター設備整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体 ○ 文化庁長官が適当と認める法人 	補助対象経費の1/2以内
民俗文化財調査費国庫補助 〔文化庁〕	○ 民俗文化財のうち、散逸、衰滅、変容のおそれのあるもの、又はかつて広域的に伝承されていたが、急激な社会変化によって特定地域に伝承されているもの等、我が国の文化を理解するうえで特に重要性が認められるものについての調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体 ○ 文化庁長官が民俗文化財の調査に当たることを適当と認める者 	補助対象経費の1/2以内
文化財保存技術保存事業費国庫補助 〔文化庁〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無形民俗文化財の伝承(周知、伝承教室・講習会・発表会等) ○ 無形民俗文化財の活用(文書・写真・採譜資料等による記録作成・刊行、録音・映像等の製作) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体 ○ 所有者若しくは保護団体 	補助対象経費の1/2以内
景観形成総合支援事業 〔国土交通省〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観重要建造物の修理 ○ 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体 ○ 市町村以外の民間団体 ○ 個人 	基本的に事業費の1/3以内

事業名	支援対象となる活動	支援対象者	支援金額
歴史的環境形成 総合支援事業 〔国土交通省〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「認定歴史的風致維持向上計画」の重点区域における事業 ・ コア事業(歴史的風致形成建造物の修理、買取、移設又は復原(土地購入を含む)) ・ 附帯事業(歴史的風致形成建造物に係る防災施設の整備、歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善、コア事業等の対象施設の活用を促進するための施設の整備、コア事業等の対象施設の保存活用に係るソフト事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体 ○ 都道府県(自ずから管理施設を対象とする場合) 	コア事業:事業費の1/2以内 附帯事業:事業費の1/3以内

(2) 栃木県による支援事業

事業名	支援対象となる活動	支援対象者	支援金額
栃木県文化振興 基金助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化活動等助成事業:地域づくりや栃木の魅力アップに資する文化芸術活動、担い手育成に資する文化芸術活動(例:演奏会、展覧会、ワークショップ、県内の文化資源を題材にした催し物、郷土芸や無形文化財の担い手育成等) ○ 地域伝統文化継承事業:市町指定無形民俗芸能・年中行事に係る用具、衣装の修理または更新等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の条件全てを満たす団体 ・ 県内に住所または活動拠点がある ・ 一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがある等 	文化活動等助成事業:直接的な経費から入場料等の収入経費を除いた額の1/2以内(上限50万円)/ 地域伝統文化継承事業:直接的な経費で市町負担額と同額以下、かつ助成対象経費の1/3以内(上限50万円)

(3) 足利市による支援事業

事業名	支援対象となる活動	支援対象者	支援金額
指定文化財維持 管理等補助金 〔教育委員会〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財の保存修理、維持管理、防災対策、保存伝承、保護増殖、その他保護に関わる事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財の所有者 	国指定文化財:総事業費から国費・県費補助金を引いた残額の1/2以内/ 総事業費から県費補助金を引いた残額の1/2以内/ 市指定文化財:総事業費の1/2以内
足利市市民活動 補助金事業 〔生活環境部市民活動支援課〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民活動としての事業で、自発的・非営利・不特定かつ多数のものの利益の増進に役立つ事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内において市民活動を行っている団体 	市民活動育成支援資金:10万円以内/ 市民活動推進支援資金:50万円以内
足利市歴史的まちなみ・都市景観整備補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要綱に定める区域内における、建築物、景観を創出する施設等の新築・改築(建築物等の外観が「修景等基準」、「都市景観整備創出の基準」に合致するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記行為を行う者 	1件につき、200万円以内

(4) 独立行政法人日本芸術文化振興会(芸術文化振興基金)による支援事業

事業名	支援対象となる活動	支援対象者	支援金額
民俗文化財の保存 活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民俗文化財の公開活動 ○ 民俗文化財の広域的な交流活動 ○ 民俗文化財の復活・復元による伝承活動 ○ 民俗文化財の記録作成(録音・映像等の記録)による保存活用活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益法人 ○ 特定非営利活動法人 ○ 地方公共団体 等 	自己負担金の範囲内(ただし規定に定める助成対象経費の1/2以内)

伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統工芸技術及び文化財保存技術(いずれも国指定・選定を除く)の保存伝承活動 ○ 衰退した伝統工芸技術の史実に基づいた復元活動 ○ 伝統工芸技術・文化財保存技術の公開活用活動 ○ 伝統工芸技術及び文化財保存技術の記録作成(録音・映像等の記録)による保存活用活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益法人 ○ 特定非営利活動法人等 	自己負担金の範囲(ただし規定に定める助成対象経費以内)
------------------------------	--	--	-----------------------------

(5) 財団法人による支援事業

事業名	支援対象となる活動	支援対象者	支援金額
芸術、文化活動事業助成金 [(財)足利市民文化財団]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化活動の成果発表(展覧会、発表会等) ○ 刊行物の発行 ○ 文化活動研修(講演会、講座等) ○ 文化活動備品整備(郷土芸能用具等事業に必要な備品の整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に住所又は活動の本拠を有するもの ○ 一定の活動実績があり、広く市民に公開されるもの ○ 規約等を有し、かつ代表者が明らかな団体等 	事業費の1/2以内で、上限7万円
地域の伝統文化保存維持費用助成 [(財)明治安田クオリティオブライフ文化財団]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的・文化的に価値ある地域の民俗芸能・民俗技術の継承のための諸活動、特に後継者育成に必要な技能修得のための諸活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の民俗芸能・民俗技術、特に後継者育成のための諸活動に努力している個人又は団体 	民俗芸能:70万円以内 民俗技術:40万円以内
伝統芸能に対する助成 [(財)三菱UFJ信託地域文化財団]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地における民俗芸能の伝承と保存、後継者の育成を図るための公演 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アマチュア、かつ非営利の団体 	20～50万円(近年の実績による)
文化財保存修復助成 [(財)文化財保護・芸術研究助成財団]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県指定文化財又は市指定文化財で、都道府県の補助対象事業として修理等を予定している有形文化財又は有形民俗文化財のうち、所有者の負担が大きいもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財所有者 	予算の範囲内(平均100万～300万円)
文化財維持・修復事業助成 [(財)住友財団]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本国内に所在する、芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品の維持・修復事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財所有者 	助成対象の美術工芸品の維持・修復に直接必要な経費
文化財保護助成 [(財)朝日新聞文化財団]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美術・工芸品等の文化財、史跡・考古資料等の歴史遺産の保存・修復・公開活用及びこれらの環境保全等に関わる事業や活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非営利法人 	1件につき数10万～数100万円
沖永文化振興財団助成 [(財)沖永文化振興財団]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の古典芸能等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化団体 	1件あたり20万～50万円

足利市歴史文化基本構想

足利市歴史文化基本構想 保存活用計画(その1)

平成23年3月

編集・発行 足利市(足利市教育委員会事務局文化課)
〒326-8601
足利市本城3丁目2145
TEL0284-20-2230

印刷 有限会社 あさの印刷